

架空請求が急増

国民生活センターの発表によると、全国の消費生活センター等に架空請求に関する相談が増加しているとのこと。

2016年度は約8万件だったものが、2017年度は約18万件と**2倍以上に急増**しています。特に**50歳以上の女性からの相談が増えている**そうです。

手口としては「身に覚えのない料金を請求する電子メール・SMS（ショートメッセージサービス）が届いた」「未納料金を支払わないと訴訟手続きを開始すると書かれたハガキが届いた」「未納料金があると電話がかかってきた」等が紹介されています。

また、大手通販サイト等の実在の事業者をかたって消費者を誤認させるものや、連絡しないと法的措置をとる等と伝え消費者を不安にさせるものや、弁護士を名乗る者が登場する劇場型等、詐欺業者は様々な方法で消費者にお金を支払わせようとしています。

支払方法も口座への振込だけではなく、消費者をコンビニに行かせてプリペイドカードを購入させ、カード番号をだまし取る方法や、詐欺業者が消費者に「支払番号」を伝え、コンビニのレジでお金を支払わせる方法等、様々な方法が使われています。

不安に思ったり、トラブルにあった場合には、すぐに消費生活センター（局番なしの188）や、警察（警察相談専用電話：#9110）や司法書士等へ相談して下さい。

（司法書士 小司隆信）



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

